

会 報

第648号

2022年9月1日発行

一般社団法人

監 査 懇 話 会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

第350回監査セミナー

2022年7月22日

演 題：監査役と会計監査

～令和3年(2021年)7月19日の最高裁判決が示唆すること～

講 師：獨協大学法学部教授 高橋 均氏

I. 監査役における会計監査

会社は、計算書類及びその附属明細書について、監査役の監査を受けなければなりません（会社法436条1項・2項）。監査役は、計算書類等を監査した方法・内容及び監査役の意見を記載した監査報告の作成義務があります（会社法施行規則129条、会社計算規則127条）。このうち、会計監査人設置会社であれば、会計の職業的専門家である会計監査人は、会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を監査する権限があり（会社法396条1項前段）、このために、いつでも会計帳簿またはこれに関する資料を閲覧・謄写したり、取締役や使用人に対して、会計関係の報告請求権限があります。会計監査人設置会社の監査役は、会計監査人に会計帳簿の適正性を含めた個別の監査は任せて、会計監査人による監査の方法又は結果が相当でないと認めたときに、その旨及びその理由を監査役（会）監査報告に記載することで足り（会社計算規則127条2号・128条2項2号）。

一方、会計監査人非設置会社の監査役は、自ら会計監査を実施した上で、計算関係書類が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を監査役（会）監査報告に記載しなければなりません（会社計算規則122条1項2号・123条2項1号）。計算関係書類は、あくまでも会計処理の結果を表示したものですので、適正な表示か否かを判断するためには、会計帳簿とどう向き合うかが重要になります。

このような中、会計監査に対する監査役の任務懈怠責任が問われた最高裁判所の判断（最判令和3年7月19日金融商事判例1640号8頁。以下「本件最高裁判決」）が示されました。本件は、下級審において、その判断が分かれた点に注目が集まったことに加え、監査役に任務懈怠責任（会社法423条1項）が肯定されただけでなく、会計帳簿について、監査役はどこまで監査を行うべきかについて判示していることから、実務的にも大きな影響を及ぼす事案と考えられます。

II. 本件最高裁判決の概要と判旨

1. 事案の概要

本件は、非公開会社で一般製版印刷を業とする資本金9,600万円のX株式会社（原告・上诉人、以下「X社」）が、会計監査限定の監査役Y（被告・被上诉人、以下「Y監査役」）に対して、経理業務を行っていた従業員（以下「本件従業員」）の横領によって被った会社の損害の支払を求めた事案です。

X社の本件従業員は、平成19年2月から平成28年7月までの約9年半の間に、X社名義の当座預金口座（以下「本件口座」）から自己名義の普通預金口座に合計126回にわたって総額2億3,523万円余を送金することにより横領を行っていました。本件従業員は、自己名義の口座に振り替えた金額を会計帳簿に計上しなかったために、会計帳簿上の残高は実際の残高と差異が生じることになりました。そこで、本件従業員は、横領の事実を隠蔽するために、本件口座の残高証明書を都度、偽造するなどの行為に及んでいました。

Y監査役は、公認会計士及び税理士の有資格者であり、昭和42年7月から平成24年9月までの間、X社の監査役に就任していました。この間、Y監査役は各期において、X社の計算書類及び附属明細書の法定監査を実施していました。Y監査役は、各期の会計監査において、本件従業員から提出された残高証明書が偽造されたものであるとの疑いを抱いたまま会計帳簿と照合した結果、計算書類等の表示と会計帳簿の内容が合致しているとしました（注：実際の実務は、Y監査役が代表を務める会計事務所の所員が補助者として行っていました）。

この結果、X社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示している旨の意見を監査役監査報告に記載していました。なお、平成19年5月期の監査の際に、Y監査役に提供された本件口座の残高証明書は、本件従業員によりカラーコピーで偽造されていましたが、平成20年5月期以後の残高証明書は、白黒コピーで偽造された写しでした。

その後の平成28年7月、取引銀行からの指摘を受けて、本件従業員の横領が発覚しました。そこで、X社は、Y監査役に対して、本件口座の残高証明書の原



本確認等を行わなかったという任務懈怠があったことから本件従業員による継続的な横領の発覚が遅れてX社が損害を被ったとして、総額1億1,100万円（控訴審は8,996万円余）の支払を求めました（会社法423条1項）。

これに対して、第一審の千葉地方裁判所（千葉地判平成31年2月21日金融商事判例1579号29頁）は、X社の請求のうち、5,763万円余を認容したために、X社及びY監査役双方が判決を不服として東京高等裁判所に控訴しました。東京高裁（東京高判令和元年8月21日金融商事判例1579号18頁）は、Y監査役の主張を認めX社の請求を棄却したことから、X社は最高裁判所に上告しました。

最高裁は、審理の結果、X社の請求を認めて原判決の判断を破棄し、審理を東京高裁に差し戻しました。

2. 本件最高裁判旨

本件最高裁判旨の重要な箇所についてそのまま引用いたします。

「監査役設置会社（会計限定監査役を置く株式会社を含む。）において、監査役は、計算書類等につき、これに表示された情報と表示すべき情報との合致の程度を確かめるなどして監査を行い、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見等を内容とする監査報告を作成しなければならないとされている（会社法436条1項、会社計算規則121条2項・122条1項2号）。・・・（中略）。

計算書類等が各事業年度に係る会計帳簿に基づき作成されるものであり（会社計算規則59条3項）、会計帳簿は取締役等の責任の下で正確に作成されるべきものであるとはいえ（会社法432条1項参照）、監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類等の監査を行ってよいものではない。監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべきである。そして、会計限定監査役にも、取締役等に対して会計に関する報告を求め、会社の財産の状況等を調査する権限が与えられていること（会社法389条4項・5項）などに照らせば、以上のことは会計限定監査役についても異なるものではない。

そうすると、会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うにあたり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえる

ものではない。

・・・（中略）・・・。そして、Y監査役が任務を怠ったと認められるか否かについては、X社における本件口座に係る預金の重要性の程度、その管理状況等の諸事情に照らしてY監査役が適切な方法により監査を行ったといえるか否かにつき更に審理を尽くして判断する必要がある、また、任務を怠ったと認められる場合にはそのことと相当因果関係のある損害の有無等についても審理をする必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする。」

Ⅲ. 本件最高裁判決から何を学ぶか

1. 原審の判断との差異

原審の東京高裁は、会計限定監査役は、会計帳簿の内容が計算書類等に正しく反映されているかどうかを確認することが主たる任務であるとして、計算書類等の監査において、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかであるなど特段の事情のない限り、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認していれば、任務を怠ったとはいえないとしました。ここで、「特段の事情」の具体的な内容は示されていませんが、基本的には、計算書類等に表示された情報と会計帳簿の記載値を照合して合致していることを確認してさえいれば、会計帳簿そのものの適正性を確認することまでを監査役に要求するものではないとしています。

一方で、最高裁は、単に計算書類等に表示された情報と合致していることを確認するだけでは、監査役としての任務を果たしたとは言えないとしている点が東京高裁の判断と異なっています。言い換えれば、最高裁は、会計帳簿の内容が正しいということを当然の前提とするのではなく、会計帳簿の虚偽記載の可能性も含めて、監査役として懐疑心を持って確認する必要があると判示していると言えます。

2. 監査役と会計監査に関する裁判例と本件最高裁判決の意義

会計監査について、監査役の任務懈怠の有無が争点となった最近の裁判例を確認します。監査役の責任を否定した裁判例としては、粉飾決算の方法が、取引先の協力も得た巧妙なものであったことから、監査役が粉飾を発見することは極めて困難とした事例（浦和地判平成8年11月20日判例タイムズ936号232頁）、破産した会社の粉飾決算等による取引先の損害と虚偽記載との間の因果関係は認められないとした事例（東京地判平成17年6月27日判例時報1923号139頁）、仕入代金関連を巡る問題に対し、原告の損失と監査役の任務懈怠との因果関係は存在しないとした事例（LEX／DB25585164）があります。

他方、監査役が責任が認容された裁判例としては、監査役が粉飾決算を長らく放置したとされた事例（東京地判平成4年11月27日判例時報1466号146頁）、不適切な会計処理に関連して、監査役が弁護士でもありながら代表取締役の違法な投資勧誘を阻止しなかつ

たとされた事例（名古屋高判平成 23 年 8 月 25 日判例時報 2162 号 136 頁）があります。

本件最高裁判決は、計算書類等が会社の財産及び損益の情報をすべての重要な点において適正に表示するために、単に計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、監査役としてその任務を尽くしたとは言えないとし、会計監査の方法に言及した最高裁として初めての判断を示したことに意義があります。

3. 本件の射程と示唆

本件は、会計限定監査役の事例です。しかし、会計監査人非設置会社の監査役は、何らかの方法で、自ら会計監査を実施する必要がありますから、本件最高裁判決の射程は会計限定監査役に限るものではないことに注意が必要です。そこで、以下、会計監査人非設置会社の監査役が会計監査を行う上で示唆することについて、本件最高裁判決を踏まえて考えてみます。

(1) 会計帳簿の信頼性の確認

会計帳簿は、計算書類等の正確な表示につながる基礎資料となります。したがって、会計帳簿そのものが不備であったり、不実の記載があった場合には必然的に計算書類等は不正確なものとなります。会計監査において、会計帳簿の数値が正確に計算書類等に反映されているか否かについて相互に照合することは当然ですが、現在は会計システムを利用し、会計帳簿の数字をインプットしたり、若しくは会計帳簿そのものをシステム化し、人の手を介在しないで計算書類等の作成にあたっている会社も多く存在しています。このような状況下では、正確な会計帳簿であることが前提となつて、初めて計算書類等の信頼性が担保され、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることとなります。

しかし、本件最高裁が判示したところによれば、監査役は、会計帳簿の内容が正確であることを当然の前提として計算書類等の監査を行ってよいものではなく、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合がありますとしています。言い換えれば、本件最高裁判決から監査役として留意すべき点としては、①会計帳簿と計算書類等が主要な部分で合致していることを確認するだけでは適正でないこと、②監査役自身が会計帳簿の信頼性の判断を行う心証形成を行うこと、となります。心証形成の手段として、本件最高裁判決では、取締役等に報告を求めること、または会計帳簿の基礎資料を確かめることを例示しています。

監査役の実務では、会計帳簿の一部が紛失していたり、記載漏れが散見されるなど明らかに信頼性を欠くものであれば当然のことながら、そこまでの状況でなかったとしても、会計帳簿に不実の記載となりうる余地があるか否かを確認する必要があることとなります。具体的には、経理担当が一人（本件事例）や少人数のみで対応しており、担当者の数及び事務処理能力の点から問題がある場合、長期配置のベテラン経理担

当に長年実務を任せきりで定期的な人事ローテーションが行われていない場合、会計処理について、経理部門内でのチェック体制が機能していないなどの状況下であれば、会計不正が発生する可能性が高いといえます。したがって、監査役としては、このような会計不正発生の可能性の有無について、経理担当取締役・部長等から報告を受けたり、人事ローテーションについては、人事部門からもヒアリングするなど、会計帳簿の信頼性についての心証形成を具体的に行うことが大切です。

(2) チェックリストや第三者の活用

財務・会計に知見のある監査役であれば、会計帳簿の基礎資料を直接確認したり、サンプリングチェックなどを通じて確認することが可能と思われます。他方、営業出身の監査役等、財務・会計の知見が必ずしも十分でないと自覚する場合には、会計監査のためのチェックリストを活用することが考えられます。チェックリストで記載された項目に沿って、自ら確認することになります。チェックリストにおいて、原本で確認等をすべきとの指示がある場合には、提出された基礎資料がコピーでないか十分に確認する必要があります。

また、全てを監査役自身で直接行うのではなく、第三者の活用も考えられます。会計監査人非設置会社の監査役が、公認会計士や税理士等の有資格者に対して任意の会計監査を依頼することも十分にあり得ます。その際、期末時期のみに限定するのか事業年度を通じて必要に応じて監査を委託するのか、若しくはアドバイザリー契約を締結して都度、指示を仰ぐ形態とするのか、自社の経理部門の体制状況や費用との関係で決定することになります。会社としても、会計不正が発生することは回避しなければなりませんし、公認会計士等に委託する報酬は、監査役からみれば監査費用に位置付けられますので、執行部門はその支払を法的には拒否できません（会社法 388 条）。公認会計士等に委託することは、監査役が自らの職責を放棄したことになるのではないかと懸念する向きもあるかもしれませんが、財務・会計に知見のある有識者を活用するという判断は、善管注意義務を果たすための一環であり、また公認会計士等による監査の方法や結果を監査役自身が説明を受けて、必要に応じて執行部門に是正を申し出ることなどを行えば、監査役としては十分に職責を果たしていると考えられます。

なお、グループ会社の監査役であれば、親会社の経理部門や内部監査部門によるグループ会社へのヒアリングやモニタリングなどに同席したり、それらの結果報告を受けることも一つの手段としてあり得ます。

(3) 業務監査への応用

本件最高裁判決は、業務監査にも応用できる実務対応が含まれていると考えられます。業務監査において、各事業部門からの報告や資料の信憑性・信頼性の確認を行う際に、人員構成や業務内容の各事業部の体制の整備状況、システム化の進捗状況や複数人のチェック体制の有無のリスク管理体制、新規事業か否かの業務

内容を見極めながら、業務監査の重点化を図ることが必要となります。また、業務の一部を委託したり、アウトソーシングする場合には、委託元の事業部門が委託先の管理体制を定期的にチェックしているかなど、委託先の信頼性に関する確認をすることになります。このように考えると、監査役が業務監査を行うに際しても、各事業部の組織単位における内部統制システムの視点が重要であるといえます。

Ⅳ．結語

コーポレートガバナンス・コードでは、「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり」と記載されています（原則4-11）。財務・会計の知識は、会計監査について会計監査人設置会社であるか否かを問わず、監査役として計算書類及びその附属明細書の会計監査結果を監査報告にまとめなければならないこと、法務に関する知識は、取締役の法令・定款違反につい

て同様に監査報告にまとめる職責がある以上、コーポレートガバナンス・コードの記載は肯定できます。

しかし、今回紹介した事例の監査役は、公認会計士・税理士の有資格者であったにもかかわらず発生した事例であることを考えると、経理部門の実務体制や社内でのチェック体制など、財務・会計の専門的知識とは別の内部統制システムの体制整備状況の確認も重要となります。特に、会計監査人非設置会社の監査役としては、計算書類と会計帳簿の内容の照合等の監査と併せて、リスク管理の観点から会計帳簿の信頼性を判断することが肝要です。

なお、内部統制システムの視点を重視すべきということは、財務・会計の領域に限らず、法定書類や重要な契約書等の監査を行う際にも、これら書類の信憑性を判断する上で同様に重要であることを監査役として留意しておくべきです。

（本要旨は講師の高橋均先生からご寄稿いただきました）

第567回研修見学会

2022年6月28日

NTT 技術史料館の見学

当初、一昨年5月実施予定で計画したが、新型コロナウイルス感染拡大で中止。昨年も2回にわたって計画するもコロナ禍で中止、やっと4回目で実現できた。26名の参加（1名辞退）で実施した。

JR中央線三鷹駅に集合し、バスで、NTT 武蔵野研究開発センター内にある見学施設に向かった。今回の見学は、NTT 関係者による紹介で見学できる非公開の展示ホールと一般公開の技術史料館だった。この稿は後者を中心に記載する。

最初に会議室に集合し全員でNTTの研究所の概要と展示項目のうち2項目を映像を見ながら説明を受けた。参加者から多くの質問が出され、時間の関係で、打ち切らざるを得ないほどであった。

ここから13名ずつ2班に分かれ、展示ホールと技術史料館を班ごとに見学した。展示ホールでは事前に見学をお願いした3項目について、項目ごとに専門の

説明員から説明を受けた。ここでも参加者からは質問責め。

次に技術史料館を見学した。技術史料館は電信電話の事始めから、日本電信電話公社発足以降の半世紀を中心に、NTTグループの電気通信における技術開発の歴史的資産を系譜化して展示している。見学は、「歴史をたどる」と「技術をさぐる」の2コースあるが、これも事前に「歴史をたどる」コースをお願いした。

日本の通信は、1854年ペリー2回目の来航時に献上された機器が始まりとの説明があった。次に明治、大正、そして昭和の戦前までの、それぞれの時期の通信、電話の発展について展示物を見ながら説明を受けた。2番目は1950年代から60年代にかけての復興と成長の時代。（我ら高齢者が）子供の頃に親しんだダイヤル式黒電話もあり、懐かしがる参加者が多かった。3番目が、70年代から80年代半ばまでの技術革新多様化の時代。ファックス、プッシュ式電話、ポケベル等の説明があった。4番目が80年代後半から90年代にかけてのデジタル技術とマルチメディアの時代で、ポータブル地球局アンテナ送受信装置、加入者光ファイバーケーブル、ショルダーホン等の説明があった。

最後には、インターネット技術、コンピューターと



ポータブル地球局
アンテナ送受信装置



通信衛星を見る

モバイル、モバイルネットワーク技術と2000年代以降花開いた通信技術の機器の見学と説明があった。

見学を終え、再度会議室に集合し、アンケートに答え、参加者を代表し太田会長がお礼の言葉を述べた。見学会終了は16時15分の予定であったが、参加者から質問が多かったこと、それに丁寧に回答いただいたこともあり、30分超過し、16時45分であった。その後、全員バスで三鷹駅に向かい、駅前で解散した。



1 班

コロナ禍で3回も中止に追い込まれ、主幹事としては、正直言って計画疲れも。しかし、実際見学してみて、内容が充実しており、良い見学会となりました。

最後に、この施設を紹介いただいた会友の小板紀夫氏や窓口対応や当日説明に当たられたNTT情報ネットワーク総合研究所広報担当の方に感謝申し上げる。

(勝沼健一)



2 班

第36回合同展 7月10日(日)～14日(木) 文京シビックセンター 展示室1 シビックギャラリー

新型コロナウイルスの感染者数がまたも増加傾向に向かいつつある中で、来場者の氏名と連絡先を記入していただくなどの従来と同じような配慮を行いながら、第36回合同展を無事に開催することができました。

合同展の「ウリ」ともいえるのは写真と俳句のコラボですが、前回からオンライン方式で準備をしています。写友会からメール添付で送っていただいた写真を句遊会メンバーに転送し、選んだ写真についての俳句を詠んでもらう、という方法です。

1) 出品者と出品点数は前回(1月)よりも少し増えました。

写真	14名	27点
写真・俳句	9名	23点
俳句	3名	3点
絵画	10名	27点
合計(延べ)	36名	80点 (前回 35名 77点)

2) 来場者数も同様に前回はやや上回りました。

10日	48名
11日	69名
12日	120名
13日	88名
14日	64名
合計	389名 (前回 323名)

3) 初日に画友会の松田茂先生の、最終日に写友会の合地清晃先生の個々の作品についての懇切・的確なご講評がありました。

来場者の中には多くのリピーターもおられ、様々な感想を述べてくださる方も増えてきた感じですが、今回その中でも熱心な方が、最終日の合地先生の講評を傍聴するために再度来場されて、約2時間の講評を熱心に聞いておられたことが印象的でした。

作品名などを英語でも表記しているのは、毎回必ずといっていいほど外国人の方がお見えになるからでしたが、流石にコロナ以降はその姿を見ることができないのは残念です。

(城戸崎雅崇)



みなさんの 広場

断・捨・離して

新谷 亮介

晩年が近づくにしたがって、断・捨・離という言葉が重要になり、実行する時期になってきた。この言葉の語源は、もともと仏教用語とのことだ。仏教修行に専念するためには、欲望や習慣を断ち切ることが「断行」であり、執着心を捨てて出家することなどが「捨行」、俗世での金銭、飲食などの煩惱から離れることを「離行」というそうだ。

この言葉が身辺整理の用語に転換し、「断・入ってくるものを断つ」「捨・不要なものを捨てる」「離・物への執着から離れる」となった。

さて、10年前のことであるが、筆筒の肥やしになっている衣服を整理することにした。年を取ると着ているものは軽く動きやすいものにしたほうがよいと思い、しばし着ることがなく、着るとずっしりと重たく感じるようになったアクアスキュータムのトレンチコートを断捨離の対象として手放すことにした。

しかし、12月号の文藝春秋グラビア名品探訪で、「コートとは、生き様の象徴である。」と題して、有名ブランドの5社のコートが写真入りで紹介され、そのトップが、私が40代後半から愛用し着慣れていたアクアスキュータムのコートなのを見て、価値を見誤ったと気が付いた。当時海外出張の時は、バリーのビジネスバックとアクアスキュータムのコートが小生の好きなスタイルだったので、30年以上前の懐かしい思い出にしばしの時を過ごした。幸いバリーのバックは筆筒の奥にしまわれたままだが、今どきあの四角い皮革のバックを使っている人を見かけることはなく、パソコンをしまう簡単なリュックがビジネススタイルに変貌している。

妻の父は海軍士官だったので、当時の小型行李が遺品として残されているが、小生のバリーのビジネスバックもこのまま残しておけば、数十年後にはこんなカバンを持って祖父は海外出張をしていたのかと、孫たちに不思議がられるのではないかと考えてもみた。

今、自分に必要なのは、必要、不要を見極めて不要なものを捨てること。これで、余計な執着から離れることができるので、価値観の意識が変わり、

気持ちのゆとりへとつながっていくのではないかなと思う。

衣服関係は10年前に断捨離をしたので、昨年末から書籍関係の整理を始めた。まず、読後、再読をしていないものを第一グループとした。これで本棚の半分以上が空になり環境整備ができて気持ちが良い。

第二グループは積読していた図書類だ。読むつもりで買っていて過去10年以上読まなかったものである。さて拾い読みしながら当時自分が何を考えてこの本を買ったのかしばし考えると、自分史の一角が理解できて暇つぶしには楽しいものもあるが、残しておきたい本は少ない。

第三グループは身近な先輩、友人やその父母が書いたものでエッセイなども含まれる。この分野は故人となった方と家族とのおつきあいを考慮し、時期を見て断捨離の対象にしている。ただ、家族に知己のない方々のものは、本箱の一角に大切に保管し、小生の没後に処分してもらおうと思っている。

第四グループは趣味の分野である。剣道やゴルフは残す本はないが、師範の資格を持つ尺八は楽譜が多い。若い世代の後継者が少ない分野であるとともに、仲間も同じ楽譜を持っているので、小生の没後は断捨離の対象になることを覚悟している。

第五グループは教養関係の著書である。仕事に関する経営・経済の図書はよき本を除きほとんど整理済みだが、余暇に取り組んだ歴史と仏教に関するものは捨てないでいるので、今後、解決の仕方を見つけないといけないと思っている。





句遊会

七月詠草

兼題…川開き、合歓の花、当季雑詠

保津川に水しぶき上げ川開く

森 邦彦

川開き上り下りの遊覧船

川田 勝美

たそがれに遠ざかる人合歓の花

中山 知祐

極楽はあるやもしれぬ合歓の花

佐藤 政百

合歓咲いて思案の末の墓じまい

安井 正浩

夏布団からだの上に落ちつかず

城戸崎雅崇

せせらぎの音心地よく夏料理

石原 克己

紅花や歴史を語る美術館

大仲 正敏

小兵なりされど又打つ夏空に

眞田 宗興

画友会

「八王子風の丘」 眞田 宗興

(水彩画F10号)



寺の墓所を通り抜けて、頂上に着くと、広大な緑地が開け、一本の松が立っています。たったこれだけに面白くない絵です。私は、ここが好きで、昔から、散歩コースの一つです。

事務局通信



◆行事報告

第199回理事会

7月14日(木)9:30~12:00 事務局 2
オンライン 14

会報委員会

7月12日(火)9:30~12:00 文京区民センター 7
7月21日(木)9:30~12:00 事務局 7

広報委員会

7月8日(金)13:30~15:00 事務局 1
オンライン 10

◇一般部会

第788回講演会

7月25日(月)14:00~16:00 日比谷図書文化館 30
オンライン 48

講師 早稲田リーガルコモンズ法律事務所顧問
弁護士 小島敏郎氏

演題 地方政治の改革と自主独立の日本
～脱却すべきは「明治維新レジーム」

第568回研修見学会

7月27日(水)10:00~12:00 防衛省自衛隊市ヶ谷地区 29

◇監査部会

第350回監査セミナー

7月22日(金)14:00~16:30 日比谷図書文化館 18
オンライン 49

(会場:体験3名、オンライン:特別聴講A定期1名、特別聴講B定期1名、体験2名含む)

講師 獨協大学法学部教授 高橋 均氏

テーマ 監査役と会計監査
～令和3年7月19日の最高裁判例が示唆すること～

22年度第1回監査基礎講座

7月20日(水)14:00~17:00 文京シビックセンター 8
オンライン 21

講師 元東電広告(株)監査役 小森克紀氏

テーマ 監査役制度(監査役とは、監査役の役割など)

第263回監査実務研究会・特別セミナー

7月6日(水)14:00~17:00 文京シビックセンター 13
オンライン 50

(特別聴講B定期:1名、特別ゲスト:2名含む)

講師 元千葉日産自動車販売(株)

常勤監査役 石川雅之氏

コーディネータ 元(株)トライアイズ常勤監査役 古川孝宏氏

元日本オキシラン(株)常勤監査役 板垣隆夫氏

テーマ 「解任された一人監査役による増額報酬等請求事件」の経緯と監査役の思い

出席者

第264回監査実務研究会

7月26日(火)14:00~17:00 オンライン 43
(特別聴講B定期:1名含む)

問題提起者 日本海洋石油資源開発(株)

常勤監査役 下村恒一氏

コーディネータ (株)ニレコ取締役監査等委員 中井淳夫氏

テーマ KAMについて

第97回スタディグループ分科会

7月5日(火)14:30~17:00 文京シビックセンター 19
オンライン 5

発表者 スタディグループ運営委員・2022年度スタディグループ分科会メンバー

テーマ 2022年度スタディグループ分科会全体ミーティング
～全ワーキンググループキックオフミーティング～

第112回監査技術ゼミ

7月15日(金)14:00~17:00 文京シビックセンター 6
オンライン 42

(オンライン:特別聴講B定期1名含む)

講師 パリテ社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 佐藤道子氏

テーマ 人事・労務管理を取り巻く最近の法改正と動向について

生涯学習部会

第36合同同展

7月10日(日)~14日(木) 文京シビック展示室1 389

句遊会 例会

7月6日(水)13:00~15:00 菱友会会議室 7

写友会 講評

7月14日(木)13:00~ 文京シビック展示室1 13

画友会 講評

7月10日(日)14:00~ 文京シビック展示室1 9

楽友会 例会

7月28日(木)13:00~15:30 オンライン 17

棋友会 例会

7月26日(火)13:00~17:00 六甲クラブ 中止

同好会

楽器演奏同好会

7月17日(日)13:30~14:30 オンライン 4

エッセイクラブ

7月26日(火)11:30~14:00 如水会館 5

江戸文化研究会

7月24日(日)14:00~16:00 福祉センター江戸川橋 11+9

◆会員・会友異動(次号に掲載します)

会 員	会 友	計
196	141	337

2022年7月末現在

編集後記

☆監査セミナーでは高橋均獨協大学教授が、会計監査についての最高裁判決を取り上げ、意義など解説していただきました。これは監査役の実務に非常に参考になると思います。☆N T T技術史料館の研修見学会は、コロナ禍で3回の中止を乗り越えての実現です。研修見学会委員会の努力に感謝します。☆今回の講演会は、会報の経費削減のため収録しませんが、要旨を会報と一緒に送ります。小池都知事のブレーンでもある弁護士の小島敏郎氏が、国と地方での政治改革について、多方面にわたり熱のこもったお話をしていただきました。講演会の内容は、YouTubeにもアップされていますので、是非ご覧になってください。(中山祐伸)